

令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)
税務署長	給与の支払者の法人番号	
	給与の支払者の所在地(住所)	

ここに記入する金額は、12月まで払った場合の保険料の金額です。
 ※証明書では“申告額”などと書かれていることが多いです。

1つの契約で地震・旧長期どちらにも該当する場合は、どちらか一方のみを記入します。

生命保険料控除	一般の生命保険料	介護医療保険料	個人年金保険料	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名		新・旧の区分	給与の支払者の確認
								氏名	あなたとの続柄		
	〇〇保険	新医療	10年	〇〇〇〇	〇〇〇〇	本人	〇・旧	(a)	83,000	円	
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額							(a)	40,000	円	
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額							(a)	40,000	円	
	(a)の金額の合計額							(a)	80,000	円	
	〇〇保険							(a)	103,000	円	
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D						(a)	50,000	円	
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E	103,000					(a)	50,000	円	
計算法Ⅰ(新保険料等専用)※				計算法Ⅱ(旧保険料等専用)※				生命保険料控除額計(②+③+④)(最高120,000円)			
A、C又はDの金額		控除額の計算法式		B又はEの金額		控除額の計算法式		90,000			
20,000円以下		A、C又はDの金額		25,000円以下		B又はEの金額					
20,001円から40,000円まで		(A、C又はD)×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE)×1/2+12,500円					
40,001円から80,000円まで		(A、C又はD)×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE)×1/4+25,000円					
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円					

保険料の控除はたくさん書いても上限があります。
 複数の保険に入っている人は最大金額に近くなるよう記入するのがおすすめです！
 一般の生命保険料→新：最大80,000円
 旧：最大100,000円
 介護医療保険料→最大80,000円
 個人年金保険料→新：最大80,000円
 旧：最大100,000円

地震保険料控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	保険会社等の名称		保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	給与の支払者の確認
			氏名	あなたとの続柄				
			JA共済	地震保険	5年	〇〇〇〇	本人	〇・震
								〇・地・旧長期
			①のうち地震保険料の金額の合計額					② 10,000
			①のうち旧長期損害保険料の金額の合計額					③
			②の金額		(最高50,000円)			10,000
			③の金額		(最高15,000円)			10,000
			③の金額が10,000円を超える場合は、③×1/2+5,000円)※					
			合計(控除額)					
			種類					
			独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金					
			確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金					
			確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金					
			心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金					
			合計(控除額)					

地震保険料控除の記載に当たっては、表面の脱税防止のため、地震保険料控除の金額を10,000円未満の端数に切り上げます。

お子さんの社会保険料(国民年金)を支払った場合もこちらに記入できます。
 ※領収書を添付する必要があります。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。